

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）
による修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る
確認の取消しについて

令和7年8月6日現在

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。
この取消しの効力発生日は、令和8年3月31日とする。

（私立専門学校）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
上田安子服飾専門学校	大阪府大阪市北区芝田2-5-8	学校法人上田学園	大阪府大阪市北区芝田2-5-8	修学支援法第13条第1項第一号
小出美容専門学校	大阪府堺市北区中百舌鳥町4丁60番地	学校法人小出学園	大阪府堺市北区中百舌鳥町4丁60番地	修学支援法第13条第1項第一号
小出美容専門学校大阪校	大阪府大阪市浪速区戎本町2丁目10番8号	学校法人小出学園	大阪府堺市北区中百舌鳥町4丁60番地	修学支援法第13条第1項第一号
大阪総合デザイン専門学校	大阪市北区芝田2丁目8番35号	学校法人上田学園	大阪府大阪市北区芝田2-5-8	修学支援法第13条第1項第一号

※なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定されたものが在学しているときは、当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。
（大学等における修学の支援に関する法律第14条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項）